

○大蔵委員会
内閣提出法律案（八件）

号番	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
6.6	国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案	衆		付委員会	議委員会	
32※	平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案	衆	一、二三	五、一	五、三九	
31※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、二	二、二六	二、二九	議本会議決
4※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、二	二、二八	二、二九	議本会議決
2※	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	二、二	二、二八	二、二九	議本会議決
協同組織金融機関の優先出資に関する法律案	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、二	二、二八	二、二九	議本会議決
6.6	協同組織金融機関の優先出資に関する法律案	衆	二、二	二、二八	二、二九	議本会議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	議本会議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	議本会議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	議本会議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	議本会議決
				衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明	

(注)※は予算関係法律案

15	号番
法律案に關するの助 法讓た事業に之の海外推進するの助	件名
大蔵省長 五六八	提出者 (月日)
五 六 八	予備送付月日
六 五 八	衆提出へ
	付委員会 託
	議委員会 決
可 決 五六八	議本會 決議
五 六 八 (三)	付委員会 託
未 了	議委員会 決 議本會 決議
	備 考

・本院議員提出法律案（二件）

72	70	号番
租税特別措置法の一部を改正する法律案	皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案	件名
ク	衆	院議先
	五 四 二 〇	月日提出
五 三 三	五 四 一 〇 (三)	付委員会 託
可 決 六 八	五 四 二 七	議委員会 決
可 決 六 八	五 四 二 八	議本會 決議
五 二 四	五 四 二 〇	付委員会 託
可 決 五 二 六	五 四 二 三	議委員会 決
可 決 五 二 六	五 四 二 三	議本會 決議
		備 考

衆議院議員提出法律案（二件）

1	号番		
助成田水平の税及び法人税の臨時特例案に	件名	提出者	（月日）
助成田水平の税及び法人税の臨時特例案に		付月日	予備送
		提出本院へ	
		付委員会	参議院
可決	五、二、九	議委員会決	
可決	五、二、一〇	議本会議決	
		付委員会	衆議院
		議委員会決	
可決	五、二、四	議本会議決	
		備考	

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案（閣法第一号）

本法律案は、累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用並びに国及び地方の財政関係の安定化を図るため、国の負担金、補助金等に関し、公共事業等に係る補助率等について体系化、簡素化等の観点から見直し、所要の改定を行う等その整理及び合理化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共事業等に係る補助率等の恒久化（河川法等三十法律）

暫定措置が講じられてきた公共事業等に係る補助率等について、直轄事業にあっては三分の一、補助事業にあっては二分の一を基本として恒久化することとし、平成五年度から適用する。

二、義務教育費国庫負担金等（共済費追加費用等）の一般財源化

（二法律）

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法における義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用等については、平成四年度において、平成四年度から六年度までの三年間で段階的に一般財源化することとされていたが、これを平成五

年度において全額一般財源化する。

三、国の負担に係る繰入れの特例の延長（二法律）

地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法における事務取扱費について、平成五年度までの暫定措置として行われてきた一般会計からの繰入れの停止措置を当分の間延長する。

なお、本法律施行に伴う公共事業等の補助率等の見直しにより、平成五年度の一般会計及び特別会計の歳出増加額は約十億円と、また、義務教育費国庫負担金等（共済費追加費用等）の一般財源化の全額実施により、平成五年度の一般会計の歳出節減額は約六百四十九億円と、それぞれ見込まれていて。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案は、いわゆる補助金一括法において暫定措置が講じられていた国の補助金等について、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等を勘案しつつ一体的な検討を行い、補助率等の恒久化等の措置を講じようとするものであります。

次に、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案は、一般会計において承継した債務等の償還の延

期及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの繰り入れについて特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案は、それぞれ多数をもっていすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、租税特別措置の整理合理化を行うほか、特定の居住用財産の買いかえ等の特例の創設、老人等の利子非課税制度の限度額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、総理並びに関係当局に対し質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はそれぞれ多数をもっていすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、我が国の市場の一層の開放を図る見地等から、関税率、減免税還付制度等について所要の措置を行おうとするものであります。次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十次増資の合意に伴い、政府が追加出資できるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はそれぞれ多数をもっていすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率法等一部改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、平成五年度における厳しい税収動向等にかんがみ、次のような特例措置を講じようとするものである。

一、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から過去に一般会計において承継し、現在は一般会計が資金運用部に対して負っている債務（承継債務）について、平成五年度の償還を延期できることとし、当該延期に係る金額（六千九百八十三億円）については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならないこととする。

二、政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例

平成五年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、同勘定の近年における收支状況及び平成五年度における剩余の発生見込み等を勘案して、国庫補助額（控除前八千二百五十六億円）から千三百億円を控除して繰り

入れることとする。

なお、後日、健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整分（千三百億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとする。

なお、本法律施行に伴う平成五年度一般会計の歳出節減額は、約八千二百八十三億円である。

委員長報告

八四ページ参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、租税特別措置の整理合理化

- 1 プログラム等準備金のうち基本プログラムに係る積立率の引下げ等、租税特別措置の整理合理化を行うこととする。
- 2 農業経営の基盤の強化を推進する等のため、農用地利用集積準備金及び営農の規模を拡大した場合の割増償却制度の創

設等の措置を講ずるとともに、環境保全・資源エネルギー対策に資するため、エネルギー使用の合理化等の技術に係る試験研究費に関する特例措置、再生資源利用促進準備金の創設等の措置を講ずることとする。

二、その他租税特別措置の改正

1 居住用財産の買換え特例措置

譲渡資産の所有期間が十年超のものであること、譲渡価額が一億円以下であること、譲渡者の居住期間が十年以上であること等の要件を満たす居住用財産の買換え・交換について、平成五年四月一日から平成七年三月三十日までの二年間、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認めることとする。

2 利子非課税制度の非課税限度額の引上げ

平成六年一月一日以後に預入等をする預貯金等について、老人等を対象とした郵便貯金・少額貯蓄・少額公債の利子非課税制度の非課税限度額をそれぞれ三百万円から三百五十万円に引き上げるとともに、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度の非課税限度額を五百万円から五百五十万円に引き上げる等の改正を行うこととする。

3 道路財源

第十一次道路整備五箇年計画に必要な財源を確保する観点

から、ガソリンにかかる揮発油税及び地方道路税については全体の税負担は現行通りとし、その税収の国、地方の配分割合を平成五年十二月一日より変更する。

4 その他

法人税における源泉所得税額の控除不足額の還付に関する特例措置の創設、不動産等に係る相続税の延納利子税の引下げ等の措置を講ずるとともに、中小企業者等の機械の特別償却制度、住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、期限の延長等を行う。

なお、本法律施行に伴う平成五年度租税增收見込額は、約七百九十一億円である。

委員長報告

八五ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我

が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正等を行おうとするものであり、その主要内容は次のとおりである。

一、関税率等の改正

平成四年九月の日米乳製品・でん粉等協議の合意に基づき、ポテトフレーク等の関税率を引き下げるとともに、石油に関する国内の規制緩和に対応して、重油について量的規制を伴う関税割当制度を廃止し、一般の税率に移行するほか、平成五年三月三十日をもって期限の到来する五千七百七十一品目の暫定関税率について、平成六年三月三十日まで適用期限を延長する等の措置を行う。

二、減免税還付制度の改正

原子力研究用物品等の免税制度について、適用実績がなくなつたことから廃止するとともに、平成五年三月三十日をもって適用期限の到来する関税の減免税還付制度について、その適用期限の延長を行う。

三、少額輸入貨物に対する簡易税率制度の創設

近年における小口急送貨物等の輸入の急増に対応して、輸入通関の迅速化及び課税事務の省力化による社会悪物品の水際取締りの強化を図るため、課税価格が十万円以下の少額輸入貨物に対する簡易税率制度を新設する。

なお、本法律施行に伴う平成五年度一般会計の関税減収見込額は、約三億円である。

委員長報告

八五ページ参照

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二一号）

要旨

本法律案は、国際開発協会の第十次増資に伴い、政府は同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後三年間にわたりて総額四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において追加出資できることとするものである。なお、追加出資は、三年均等分割で出資国債により払い込むこととしている。

委員長報告

八五ページ参照

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、金融の自由化が進展する中で、協同組織金融機関の経営の健全性を確保するために、協同組織金融機関の全国組織について、組合員からの出資を補完するものとして優先出資制度を設け、不特定多数の者から出資を受け入れることを可能とすることにより協同組織金融機関の自己資本の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、優先出資を発行できる協同組織金融機関

優先出資を発行できる協同組織金融機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、全国信用金庫連合会、労働金庫連合会とする。

二、優先出資の発行

1 優先出資は普通出資（組合員からの出資）を補完するものであり、優先出資の総口数は普通出資の総口数の二分の一を限度とする。

2 優先出資の額面金額は均一で、かつ、普通出資の一口の金額と同一でなければならない。

3 協同組織金融機関の非営利性を維持するために、主務大臣

が配当率の上限を定める。

4 協同組織金融機関は、優先出資を発行する場合には、基本的な内容を定款で定め、発行の都度、具体的な発行事項を定め主務大臣の許可を受けなければならない。

三、優先出資者の権利等

1 優先出資者は、普通出資者総会における議決権その他の普通出資者の権利を有しないものとし、優先出資の引受価額の限度でのみ責任を負う。

2 優先出資者に対する優先的配当は、普通出資者に対する剩余金の配当に先立って行われ、優先出資者に対する配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その下回った額は翌事業年度の優先的配当の額に加算される。

3 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剰余金の配当を行うことができる。

四、優先出資の譲渡及び優先出資証券

1 優先出資は譲渡することができるものとし、協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

2 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

3 優先出資の譲渡その他の移転は、優先出資者名簿に記載しなければ、協同組織金融機関に対抗することはできない。

五、優先出資者総会

優先出資者の権利保護を図るために、次の場合には優先出資者総会の承認を受けなければならない。

1 新たに優先出資を発行しようとするときに、優先出資者以外の者に対して特に有利な価額をもって優先出資を発行しようとする場合

2 配当可能な剰余金があるにもかかわらず、優先出資者に対する配当の額を優先的配当の額を下回る額とする剰余金の処分を行おうとする場合

3 その他定款に定められた優先出資の内容の変更で優先出資者に損害を及ぼす場合及び優先出資の分割・消却等による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行いう場合

六、その他

1 優先出資の時価発行価額のうち、額面金額を超える額については、発行価額の二分の一の範囲内において、資本準備金に繰り入れることができる。

2 投資者保護のため優先出資証券を証券取引法上の有価証券とする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、協同組織金融機関の優先出資に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、全国信用金庫連合会など協同組織金融機関の全国組織五団体について、組合員からの出資を補完するものとして新たに不特定多数の者からの優先出資を受け入れる制度を設け、自己資本の充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、優先出資による自己資本充実策が会員の相互扶助を基本とする協同組織金融機関に与える影響、優先出資の証券化と流通市場整備の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案は、皇太子殿下の御成婚を記念して、特別に五万円の貨幣を発行できることにするものでありまして、本貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の関係条

文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、記念貨幣の発行による貨幣回収準備資金から一般会計への繰入見込み額、記念貨幣の法定通貨としての位置つけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行

に関する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、皇太子徳仁親王の婚姻を記念して、特別に五万円本法律案は、皇太子徳仁親王の婚姻を記念して、特別に五万円の貨幣を発行することができるとしているほか、この貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の関係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めようとするものである。

なお、本法律施行に伴い、五万円記念金貨幣は、二百万枚の発行が予定されている。

委員長報告

前ページ参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、新総合経済対策（平成五年四月十三日・経済対策閣僚会議）の一環として、住宅取得促進税制の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住宅取得促進税制の拡充

平成五年四月一日から同六年十二月三十一日までの間の措置として、控除期間のうち、住宅を居住の用に供した年及び翌年の二年間については、住宅借入金等の年末残高一千万円までの部分に係る控除率を一・五%（現行一%）に引き上げ、控除限度額を三十万円（現行二十五万円）とする。

二、設備投資減税

民間設備投資の促進のため一年間の措置として、平成五年七月一日以後に取得するものについて、次の措置を講ずる。

1 中小企業者の機械の特別償却制度の抜本的拡充（中小企業機械投資促進税制）

特別償却率を三十%（現行十四%）に引き上げるとともに、税額控除（七%）を追加し、特別償却との選択適用を認めます。

2 高度省力化投資促進税制の創設

事業の省力化又は合理化に著しく資する機械等について、特別償却（三十%・中小企業者は三十六%）と税額控除（七%・中小企業者は八・四%）との選択適用を認める。

三、特定扶養控除の控除額の引上げ

特定扶養親族（十六歳以上二十三歳未満の扶養親族）に係る控除額を五十万円（現行四十五万円）に引き上げ、平成五年分以後の所得税について適用する。

なお、本法律施行に伴う平成五年度租税減収見込額は、約千四百六十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案のうち、まず租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新総合経済対策の一環として、住宅取得促進税制

を拡充するほか、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充する等の設備投資減税を行うとともに、特定扶養控除額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、新総合経済対策の財源とその波及効果、住宅取得促進税制の適用要件と他の住宅政策との整合性、政策減税の税制上の位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、本日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、我が国の経済協力は、政府開発援助を初めとして、民間による資金援助、物資援助、人材派遣、研修員の受入れ等が活発に行われているところであります。とりわけ、民間海外援助団体の活動は、国民参加による経済協力を推進するという見地から、草の根レベルで開発途上にある海外の地域社会に密着した事業の展開や、災害あるいは食糧危機等の緊急事態に柔軟か

つ迅速な救援活動が可能である等、極めて重要な役割を果たしております。

本法律案は、このような民間の発意に基づく海外援助事業の自主性を尊重しつつ、その活動をより一層推進するため、国等の所有に属する物品の譲与について所要の措置を講じようとするものであります。

その概要について申し上げますと、各省各庁の長は、その事務または事業の用に供していた物品につき民間海外援助団体からその譲与を求める旨の申し出があった場合において、開発途上にある海外の地域における住民の福祉の向上に寄与するものと認められるときは、当該物品を譲与することができることいたしております。

また、地方公共団体は、その事務または事業の用に供していた物品の民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概要であります。
何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、平成四年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稻作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成四年度における租税の減収見込額は、約五億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につき

まして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありますて、平成四年度の水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けたものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う平成四年度の租税の減収額は約五億円と見込まれております。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。